

(午前10時00分 開会)

○議長(岸本一徳)

これより令和8年第1回沖縄県後期高齢者医療
広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員は20名でございます。

議員定数は25名で定足数は13名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、これから
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付し
ているとおりでございます。

休憩します。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時03分 再開)

○議長(岸本一徳)

再開いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規
定により、議長において17番、比嘉拓也議員、18
番、大城節子議員を指名いたします。

○議長(岸本一徳)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日2月6日の1日間とし
たいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、会期は2月6日の1日間と決定いたし
ました。

なお、会期中の会議予定については、配付しま
した議事日程表のとおりでございます。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行
います。

本日、友寄永三議員、國吉雅和議員、外間有里
議員、當間左知子議員より、本日は欠席する旨の
届出がございます。

次に議員選出について、まず、令和7年10月6
日付、南城市選挙区選出の大城喜弘議員の辞職に
より、同選挙区から仲間光枝議員が当選されまし
た。

次に、令和7年11月12日付、宮古島市選挙区選
出の池城健議員の辞職により、同選挙区から下地
信広議員が当選されました。

次に令和7年12月2日付、糸満市選挙区選出の
浦崎暁議員の辞職により、同選挙区から金城悟議
員が当選されました。

今回、新たに当選されました仲間光枝議員、下
地信広議員、金城悟議員の議席に関連し、会議規
則第4条第2項の規定により議席を指定します。

仲間光枝議員を4番に、下地信広議員を2番に、
金城悟議員を24番に指定します。

指定した議席は、お手元に配付しました議席表
のとおりでございます。

次に、監査委員より令和7年6月分から令和7
年11月分までの例月現金出納検査結果報告が提出
されております。

議案書に写しを添付していますので、後ほど御
確認ください。

また、議会運営委員長より、議会運営委員会の
閉会中の継続審査の申出書が提出されていますの
で、後刻議題といたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療
広域連合長より行政報告の申入れがありますので、
発言を許します。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議員の皆さん、おはようございます。

先ほど議長のほうから、選出議員3名という報
告がございました。私のほうからも選出された3
名の議員の皆様には心よりお祝いを申し上げます
とともに、今後、後期高齢者医療制度についての
御指導、御鞭撻、御協力を賜りますよう、心より
お願いを申し上げます。

それでは、行政報告の前に一言御挨拶を申し上
げます。

皆様御承知のとおり、今年度は、いわゆる団塊
の世代の全ての方が後期高齢者の年齢を迎えたこ
とに伴い、医療費が増加する傾向にある一方、支
え手となる生産年齢人口の減少が続いている状況
でございます。

そのような厳しい状況下の中、国においては、

全世代型社会保障の推進が進められており、令和8年度から、子育てを全世代で支援することを目的とした「子ども・子育て支援制度」が施行され、費用の一部を高齢者医療制度から支援する仕組みが導入されております。

これらの要素を踏まえ、令和8年度に実施する保険料率の改定に関しましては、後期高齢者の皆様の生活実態を考慮し、財政の均衡を失することのないよう、適切な保険料率の算定を行ってまいります。

また、本県の後期高齢者1人当たりの医療費につきまして、依然として全国でも高い水準が続いておりますが、当広域連合では、構成市町村と協力し、健康寿命の延伸や医療費の適正化等の施策を推進し、医療費抑制に向けた取組を進めているところでもございます。

今後も高齢者医療制度においては、制度改革に向けた様々な取組が想定されており、当広域連合においても適切かつ柔軟に対応していくところですが、議員の皆様におかれましても、制度が適正かつ安定して運営されるよう、引き続き御理解とお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、令和8年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、行政報告を申し上げます。

前回定例会が昨年8月22日に開催されておりますので、その日以降、本日までの後期高齢者医療行政につきまして概要の報告をいたします。

昨年10月20日、宮崎県において九州後期高齢者医療広域連合地域ブロック協議会連合長会議が開催されました。

九州ブロック協議会の要望事項については、議決後、全国後期高齢者医療広域連合協議会へ提出をされております。

11月13日、全国後期高齢者医療広域連合協議会により全国の広域連合からの要望事項を取りまとめ、仁木博文厚生労働副大臣に対しての要望活動を行いました。

その主な内容は、1. マイナンバー制度について。

国は、被保険者や医療機関・介護施設等がマイ

ナ保険証のメリットを実感できるよう、丁寧な説明及び周知広報を行い、不安の声などに対応するコールセンターを設置すること。

また、暫定運用の継続の可否については、早めに決定すること。

2. システムについて。

標準システムを運用する上で必要となるミドルウェアの保守費用を国が全額支援すること。

3. 医療保険制度改革について。

医療保険の制度改革に当たっては、今後、医療費の窓口負担の見直し、金融所得の反映、保険者の再編統合等の改革が見込まれるが、広域連合や関係機関と十分な時間を確保し、丁寧に意見交換を行いながら制度設計を進めること。

その他要望事項として、4. 保険事業について、5. 大規模災害関連についてなど、計5項目について要望しております。

本日の定例会には、議案6件を提出しております。御審議のほど、よろしく願いを申し上げ、行政報告といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

続きまして、日程第5、議会運営委員の選任について議題といたします。

当広域連合議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第1条第2項の規定により7名となっておりますが、現在、3名欠員となっております。

議会運営委員の選任につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会条例第3条第1項の規定に基づき、選出いたします。

宮古島市議会の下地信広議員、那覇市議会の糸数たかこ議員、浦添市議会の當間左知子議員を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、下地信広議員、糸数たかこ議員、當間左知子議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第6、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和8年2月6日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

提案理由。

令和7年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する必要がある。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

皆様、こんにちは。事務局長の宮良です。よろしくお願いいたします。

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

今回の条例改正理由は、令和7年度人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

3ページをお開きください。

条例第17条、職員の通勤手当については、これまで当広域連合の通勤手当は、国の条例に基づき支給をしておりましたが、令和8年4月1日から沖縄県の通勤手当に関する規則を準用するものでございます。

理由といたしまして、沖縄県の通勤手当に関する規則を準用する派遣元市町村と、国の条例に基づき支給する広域連合において、職員の通勤手当に差額が生じないように配慮するものでございます。

次に、条例第21条、職員の期末手当100分の125

を100分の126.25に、管理職においては100分の105を、100分の106.25に改めるものでございます。

最後に、条例第24条は、勤勉手当に関する改正です。

職員の勤勉手当100分の105を100分の106.25に、管理職にあつては100分の125を、100分の126.25に改めるものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第7、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和8年2月6日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

提案理由。

令和7年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要がある。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合会

計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の17ページをお開きください。

今回の条例改正理由は、令和7年度人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、人事院勧告等に基づき会計年度任用職員の給料表を改正するものでございます。

条例の改正部分につきましては、議案書の22ページ～23ページの新旧対照表を御覧ください。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第8、議案第3号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第3号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条、債務負担行為の追加は、「第1表、債務負担行為補正」による。

令和8年2月6日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

議案第3号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

議案書の25ページをお開きください。

第1表、債務負担行為補正でございます。

令和8年度当初予算に計上している医療給付費関係帳票の印刷等業務委託料及び柔整二次審査業務委託について、事前に入札業務などを進める必要があるため、債務負担行為を追加補正するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第9、議案第4号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第4号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,003万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和8年2月6日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

議案第4号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明いたします。

一般会計予算は、広域連合の運営に係る人件費や事務費に充てる予算でございます。

議案書の42ページをお開きください。

事項別明細書の歳入です。ページ下の合計欄を御覧ください。

予算総額として、3億4,003万8,000円を計上しております。前年度と比較して2,399万8,000円の増となっております。一般会計の歳入のほとんどは、市町村からの負担金でございます。

次に46ページをお開きください。

歳出の主な内容について御説明いたします。

2款1項1目一般管理費は、3億3,338万円を計上しております。前年度と比べ2,362万7,000円の増となります。

一般管理費の主なものとして、職員の給料や負担金補助及び交付金の給料等に係る人件費、こちらが増額されたもの及び12節委託料の例規集改版業務等委託料の実施によるものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第10、議案第5号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第5号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,853億3,205万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月6日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

議案第5号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について御説明いたします。

議案書62ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。ページ下の合計欄を御覧ください。

特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,853億3,205万8,000円を計上しております。前年度と比べ89億3,068万7,000円の増となっております。

次に68ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

1款市町村支出金は市町村の負担金として、事務費負担金、保険料等負担金、療養給付費負担金がございます。

1項市町村負担金、1目事務費負担金は、8億4,100万円で前年度と比べ、1億1,800万円の減となっております。

これは、標準システム機器更改の終了に伴う減

でございます。

2 目保険料等負担金は、226億3,108万5,000円で、前年度と比べ22億9,394万円の増となっております。所得の伸び・被保険者数の伸び及び保険料の見直し等を考慮し、計上しております。

3 目療養給付費負担金139億7,006万1,000円、前年度と比べ5億4,037万8,000円の増額となっております。これは歳出予算において、療養給付費の12分の1を市町村が定率で負担するものでございます。

2 款 1 項 1 目療養給付費負担金434億7,241万8,000円、前年度と比べ19億3,441万円の増となっております。療養給付費の12分の3を国が定率で負担するものです。

2 目高額医療費負担金13億3,327万1,000円、前年度と比べ1億1,301万1,000円の増となっております。1 件80万円以上的高額医療費の4分の1を国が負担するものであります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金138億3,670万9,000円、前年度と比べ13億7,796万8,000円の増となっております。広域連合間の財政の不均衡の是正や事業の内容など特別な事情により交付されるものであります。

2 目後期高齢者医療制度事業費補助金5,331万1,000円、前年度と比べ428万3,000円の増となります。健診事業費の3分の1 補助でございます。

70ページをお開きください。

3 款 項 1 目療養給付費負担金139億7,006万1,000円、前年度と比べ5億4,037万8,000円の増となります。療養給付費に対して12分の1を県が定率負担するものでございます。

2 目高額医療費負担金13億3,327万1,000円、前年度と比べ1億1,301万1,000円の増となります。1 件80万円以上的高額医療費の4分の1を県が負担するものでございます。

2 項財政安定化基金支出金につきましては、費目存知となっております。

4 款支払基金交付金736億585万6,000円、前年度と比べ27億7,764万3,000円の増となっております。支払基金が国保や被用者保険などの現役世代の保険料から後期高齢者支援金を徴収し、広域連合へ交付するものです。

72ページをお開きください。

5 款特別高額医療費共同事業交付金1億3,654万円、前年度と比べ64万2,000円の減となっております。

国保中央会を通じて400万円以上的高額医療費に対して交付されます。

10 款諸収入1億4,842万1,000円、前年度と比べ385万円の増となっております。

次に74ページをお開きください。

5 目返納金は、390万8,000円の増となっております。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、歳出の主な内容について御説明いたします。

78ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 8 億 6,965万2,000円、前年度と比べ1億1,652万1,000円の減となっております。

主要要因といたしましては、役務費の標準システムクラウド通信回線使用料の減及び委託料の機器更改業務及びシステム保守委託料の減によるものでございます。

1 目賦課徴収費の139万8,000円増の主要要因としましては、10 節需用費の印刷製本費の増によるものでございます。

次に2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目療養給付費1,646億3,681万9,000円、前年度と比べ65億6,392万9,000円の増となっております。これまでの実績、被保者数の伸び、1 人当たりの医療費の伸び等により算出しております。

2 目訪問看護療養費38億6,722万4,000円、前年度と比べ5億9,339万1,000円の増となっております。訪問看護を受けた際の療養費です。

82ページをお開きください。

2 項高額療養諸費 1 目高額療養費121億3,939万円、前年度と比べ9億54万9,000円の増となっております。自己負担額が限度額を超えた場合に支給されるものです。

2 目高額介護合算療養費2億2,155万8,000円、前年度と比べ6,698万3,000円の増となっております。後期高齢者医療と介護保険の両方の負担額の合算で限度額を超えた場合に支給されるものでござ

ざいます。

3 項 1 目葬祭費 2 億4,000万円、前年度と比べ590万円の減となっております。

2 目その他医療給付費 7 億7,890万5,000円、前年度と比べ1,666万3,000円の増となっております。その内容については、あん摩マッサージ、はり灸、柔道整復、補装具等に対する給付となっております。

4 款 1 項 1 目特別高額医療費共同事業拠出金 2 億2,940万7,000円、前年度と比べ6,746万9,000円の増となっております。

著しい高額な医療費の発生による財政への影響を緩和するための国保中央会が実施する、リスク分散を図るための共同事業への拠出金及び事務費となっております。

84ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目 1 億9,784万4,000円、前年度と比べ9,509万6,000円の増となっております。

6 款 1 項 1 目健康診査費 5 億7,940万9,000円、前年度と比べ1 億860万5,000円の増となっております。

2 目その他健康保持増進費 6 億7,130万円、前年度と比べ1 億806万8,000円の増となっております。その内容は、保健事業と介護予防の一体化実施委託料において、参加市町村数が前年度の37から本年度41市町村へ増加する見込みのためでございます。

86ページをお開きください。

9 款 1 項償還金及び還付加算金3,513万1,000円、前年度と比べ137万5,000円の増となっております。

10款予備費として274万5,000円を計上してございます。

以上が令和 8 年度特別会計の歳入歳出の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

質疑の通告がありますので、自席より発言を許します。

なお、質疑は3回までとなっています。

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

1 点質疑させていただきます。

議案第 5 号、令和 8 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、(1)市町村支出金について伺います。議案書は68～69ページになるかと思います。歳入の部分ですね。

①保険料率の変更に伴う影響をまず伺います。またどのようにその保険料率が変わっているのかを御説明お願いいたします。

○議長(岸本一徳)

山城敬管理課長兼会計室長。

○管理課長・会計室長(山城敬)

皆さん、こんにちは。管理課長兼会計室長の山城と申します。

新垣千秋議員の質疑についてお答えいたします。

保険料率の変更に伴う影響を伺う。また、どのように変更になるかについてお答えいたします。

まず保険料率の変更に伴う影響についてですが、基礎賦課額の所得割率及び均等割額の改定、賦課限度額の引上げ、さらに子ども・子育て支援納付金の創設と均等割額の軽減判定基準の緩和により、被保険者 1 人当たりの保険料賦課額は全体として増加する見込みとなっております。

また、低所得者層を対象とした保険料軽減の補てんとなる保険基盤安定負担金につきましても同様に増加するものと考えております。

次に、変更点についてお答えいたします。

1 点目に、保険料の賦課についてですが、令和 8 年度からは従来の基礎賦課額医療分に加え、新たに創設される子ども・子育て支援金賦課額が加わります。

2 点目に、料率及び賦課限度額についてです。基礎賦課額については、所得割率を11.60%から10.81%に引下げ、均等割額を 5 万6,400円から 6 万1,000円と改定いたします。

一方、新たに創設される子ども・子育て支援納付金賦課額については所得割率を0.26%、均等割額を1,290円とするものです。

賦課限度額については、基礎賦課額等の賦課限度額を80万円から85万円に改定いたします。子育て支援納付金賦課限度額につきましては、2 万1,000円とするものです。

3点目に、所得の少ない者に係る保険料の軽減措置です。被保険者均等割額の5割軽減対象者については、基礎控除額に加算される金額が30万5,000円から31万円に、2割軽減対象者につきましては、56万円から57万円に改定いたします。

最後に、附則第3項に定める特定措置として、令和8年度及び9年度に限り基礎賦課額に被保険者均等割額が7割軽減から7.2割軽減とするものでございます。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

答弁ありがとうございます。

答弁の中でありました保険料が全体として増になる。当然、答弁のあったように低所得者の世帯に関しても保険料の負担が高くなるということですが、保険料が上がってしまうと生活が行き詰ってしまうということも懸念されます。その点の影響はどのように見解をお持ちなのか伺います。

○議長(岸本一徳)

山城敬管理課長兼会計室長。

○管理課長・会計室長(山城敬)

お答えいたします。

軽減判定基準を引き上げて、さらに附則においても7.2割軽減になるものですから、なるべく被保険者の皆様には若干保険料率は上がるのですが、影響のないように考えているところでございます。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

7.2割軽減措置というのも9年度、単年度、期間期限のものであるということは答弁で先にいただいております。

実際に7割の減免を受けている方は一番困窮している世帯になるかと思うんですね。そこが限定的な時限措置のような形で減免するのではなく、これは継続していくべきだと思っているんですよ。

これは国に対してしっかり意見として上げて、県民の保険医療というのは国もこれまで国民皆保険ということで全員保険に入りましたよということと進めている施策でもありますので、健康を維持する、安心して生活ができるということ考

えると、保険料が上がる、時限的に7.2割の減免があるから大丈夫ではなく、これを継続していく。

被保険者に対して負担を当然もっと下げていく、そういう考えをもって今後動いていただきたいのですが、その点についての見解を最後に伺ってもよろしいですか。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

ただいま御提言のありました国に対する要望というのは、先ほど私どもの連合長からも報告がありましたとおり、常に九州ブロックとか全国ブロックでいろいろ意見を出す場において、私どもの希望を出して、それを全広域連合と意識を共有しながら求めてまいります。

今後の内容についても、国の施策等を注視しながら広域連合間で意見共有を図りながら対応してまいりたいと思います。

○議長(岸本一徳)

3回目ですので、これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第11、議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和8年2月6日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

提案理由。

令和8年度及び令和9年度における基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額並びに令和8年度子ども・子育て支援納付金の所得割率及び被保険者均等割額を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関す

る条例の一部を改正する必要がある。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、主な改正点を御説明申し上げます。

議案書97ページを御覧ください。

今回の条例改正の内容は、令和8年度から令和9年度までの基礎賦課額（医療分）の保険料率の改正や、新たに創設される子ども・子育て支援納付金賦課額等に対する条文の追加並びに保険料率の制定、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う改正などとなっております。

議案書98ページをお開きください。

令和8年度から令和9年度における基礎賦課額（医療分）の所得割率及び均等割額につきましては、所得割率を100分の11.60から100分の10.81に改め、均等割額を5万6,400円から6万1,000円へ改めるものでございます。

100ページをお開きください。

新たに創設される子ども・子育て支援納付金賦課額の令和8年度所得割率を100分の0.26、均等割額を1,290円とするものであります。

最後に、附則において令和8年度及び令和9年度における保険料の減免の特例として、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額を現在の7割軽減から7.2割軽減にすることができるよう定めるものでございます。

102ページからは新旧対照表となります。

主な改正点の説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑は3回までとなっています。

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

それでは、議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、先に4点通告していますので質疑いたします。

まず(1)子ども・子育て支援金制度ができた理由を伺います。

(2)第8条の所得率減になった理由と、第9条の均等割額が上がった理由ですね。この2点を伺います。

(3)被保険者への影響を伺います。

(4)子育て施策に係る予算は、公的医療保険料とは別にすべきだと考えておりますが、それについての見解を伺います。お願いします。

○議長(岸本一徳)

山城敬管理課長兼会計室長。

○管理課長・会計室長(山城敬)

それでは、新垣千秋議員の質疑についてお答えいたします。

(1)子ども・子育て支援金制度ができた理由についてお答えいたします。

少子化対策を確実に実行するための安定的な財源を確保することを目的に、子育て世帯のみならず、企業や高齢者の方々も含めた全世代、全経済主体が連帯し、社会全体で子育てを分かち合う新しい仕組みとして、本制度が創設されました。

(2)第8条の所得率減になった理由と、第9条の均等割額が上がった理由についてお答えいたします。

所得割率が引下げとなった理由は、基礎賦課額の賦課限度額が80万円から85万円に引き上げられたこと、及び所得割の賦課対象となる被保険者数が増加したことによります。

一方、均等割額が引き上げられた理由としては、医療費の増加に加え、出産・育児支援金に係る激変緩和措置が終了したことが主な要因となっております。

(3)被保険者への影響についてお答えいたします。

保険料賦課について、令和8年度より従来の基礎賦課額(医療分)に加え、新たに創設された子ども・子育て支援納付金賦課額が加わります。

(4)子育て施策に係る予算は、公的医療保険料と

は別にすべきだと考えについての見解ですが、国が定めた制度として、医療保険者は後期高齢者だけではなくて、国民健康保険や被用者保険の協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等の医療保険各法に従い、給付に係る保険料と併せて子ども・子育て支援金を徴収することになっております。

なお、使途につきましては、少子化対策に限られており、医療費の財源への流用はありません。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

答弁ありがとうございます。

今回、条例改正をして少子化対策の安定的な財政確保のために新たに子育て政策に係る子育て支援金制度が入ってくるというのが今回の条例の説明をいただいた中身かと思うのですが、では、もともとの子育て施策の3歳未満の子どもを持つ被用者への児童手当の財源に関して、国の負担は35.6%から0%になっているんですよ。

それを考えると、そこを国負担をしっかりとっていただき、後期高齢者医療、当然、ここもそうなんですが、国保に関しても協会けんぽに関しても、医療の部分で負担させるべきではないのではないかと考えるんですね。

それで今回の条例改正に関して、税制としては別にすべきじゃないかと、その点の見解を伺いたかったんです。その点をもう一度、検討を伺ってもよろしいですか。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

後期高齢者という医療費の部分と子育て支援の将来世代に向けた支援ということで、少し対応が違うんじゃないかという御指摘もあります。

ただ、今回、国が制度設計して、子育て世代だけではなくて、全世代で負担を分かち合うと、その徴収方法として今回の制度になっています。

先ほど山城から答弁があったとおり、徴収された部分は医療費に使うのではなくて、子育て支援に使うということで、これも明記されております。住民の皆様からの御意見等は、先ほどお話しした九州広域、もしくは全国広域、そういったところ

で意見交換しながら、また厚労省に対して常に提言、要望等を出すことになっていきますので、このあたりを確認して注視してまいりたいと思います。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。沖縄県は貧困世帯も多い、当然、子育て支援しなければならないというのは別の問題であります、当然、高齢者も多い。高齢化も進んでいる。医療負担も多い。でも所得は低いという県なんですね。

その点を踏まえて国への申し入れですか、連合長としてもしっかりやっているということを一歩初めに伺ってはいるのですが、次年度、もうすぐ目の前ですので、この点、後期高齢者医療、広域の立場としても税制の見直しが本来必要ではないかということもしっかり提案の中に入れていただいて、沖縄県の広域連合として、もしくは全国として、それをぜひ申し入れていただきたいと思うのですが、その点、連合長、見解を伺ってもよろしいでしょうか。

○議長(岸本一徳)

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

新垣議員にお答えを申し上げます。

先ほど制度設計の中の説明は十二分に説明はさせていただきました。全世代で子どもたちの支援をしていこうという形で、こども家庭庁ですか、そこに予算が吸い上げられていくということは御理解のとおりであります。

我々は国会で審議すること、さらには九州、全国で要請・陳情、要望をしっかり打っていくと。今の時代に沿うような形でしっかりと財源確保すべきだと思っておりますので、ただいま新垣議員からありましたとおり、九州においてもしっかりと議論を重ねて、全国にしっかりと申し入れて、さらには省庁官庁等に申し入れにまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○新垣千秋議員

以上です。

○議長(岸本一徳)

これで、通告に基づく質疑は終わりました。

これにて質疑を終結させていただきます。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第12、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず、10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次発言を許します。

新垣千秋議員、御登壇をお願いします。

○新垣千秋議員

それでは、通告に従い一般質問を行います。

質問事項1. 歯科検診事業（ハイサイ歯科検診）について。

①令和7年度は、27市町村で実施したようですが、その中に中部の町村が見当たりません。理由を伺います。

②事業について市町村への説明や参加への周知はどのようになっているのか伺います。

質問事項2. 特別対策補助（長寿健康増進）事業について。

①長寿健康増進に資する取組に対して補助金を交付するものであるとのことですが、どのような事業に交付できるのか伺います。また、県内では実施していない事業で補助金を交付できる取組があるのか伺います。

②市町村への周知はどのように行っているのか伺います。

以上、再質問は自席で行います。よろしく願いします。

○議長(岸本一徳)

與那原類事業課長。

○事業課長(與那原類)

事業課長の與那原でございます。新垣千秋議員の御質問にお答えします。

まずハイサイ歯科検診事業についてでございます。御質問にあります令和7年度の歯科検診事業において、なぜ中部の町村で実施がないかについてでございますが、本事業は平成28年度よりモデル事業として開始し、対象市町村については、沖縄県歯科医師会との調整により決定しております。

そのため、結果として令和7年度は中部地区町村は含まれておりませんでした。次年度以降も県歯科医師会と調整しながら、中部地区町村も含めて対象町村として調整してまいります。

御質問の2つ目にありました市町村への説明や参加への周知はどのように行われているのかについてですが、事業開始前に広域連合で作成したポスターの歯科医院での掲示やそれぞれの自治体の広報紙による事業の周知を実施しております。

また、市町村の担当窓口においては、事業の周知活動のほか、受診券再発行業務を依頼しております。

御質問の2つ目の特別対策補助（長寿健康増進）事業についてでございます。

長寿健康増進に資する取組に対してどのような事業が補助金の交付対象となるかについてですが、沖縄県後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱により、1. 健康教育、健康相談等の取組、2. 医療資源が限られた地域の保健事業、3. その他被保険者の健康増進のために必要と認められる事業が対象となります。

具体的には健康情報の啓発を目的とした健康長寿カレンダーの配布や健康ポイント事業、医療資源が限られた地域の保険事業については、被保険者に対する予防接種に係る自己負担分助成、そのほか、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業については、鍼灸等利用助成事業などが挙げられます。

県内で実施していない事業としては、先ほどの定期予防接種の自己負担助成事業、アプリによる健康ポイント事業やパーソナルヘルスレコードを活用したウォーキング事業などが挙げられます。

市町村への周知はどのように行っているのかについては、年2回開催しております市町村主管課長及び担当者会議において事業実施を促すためにどのような事業が対象になっているのか、これまでの事例や実績も含めて医療概要について説明し、事業実施を推奨しております。

以下は自席にて御答弁させていただきます。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

一通り答弁ありがとうございます。

まずハイサイ歯科検診、歯科検診事業について伺いたいと思います。

岩手県では、イー歯トープ8020プランということで口腔の健康づくりをした健康増進の取組があるそうです。この口腔の健康は健康長寿延伸につながる事業だと思っておりますが、その点について見解を伺ってもよろしいですか。

○議長(岸本一徳)

與那原類事業課長。

○事業課長(與那原類)

御質問にありましたとおり、沖縄県で実施しておりますハイサイ歯科検診事業も、通常のむし歯の治療みたいなものではなくて、口腔の嚥下機能、ものを飲み込む能力がどれぐらい残っているのか、それを改善するためにどのようなことが必要かということを歯科医師会で受診された被保険者の方にアドバイスしていくと、おっしゃるとおり、ものが入ってくるときにきちんと嚥下、咀嚼していくことが健康増進に非常につながるということで、我々も実施しているところでございます。

ですので、今後も実施市町村も拡充していきたいと考えております。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。高齢になればなるほど嚥下機能が衰えて誤飲が原因で肺炎になってしまうという高齢者の方もニュースで見受けたりします。

その点を含めて歯科検診事業をしっかりと進めていただいて、高齢者の皆さん、また御家族の皆さんにも口腔健康に関する理解を深めていただきたいんですね。

その点はどういう取組をとっているのか、伺ってもよろしいですか。広報とかそういうことになるのでしょうか、お願いします。

○議長(岸本一徳)

與那原類事業課長。

○事業課長(與那原類)

広報の方法につきましては、御答弁でもお伝えしたかと思うのですが、市町村の広報紙等に掲載

して、ハイサイ歯科検診事業の実施期間が9月から1月までの期間となっております。

ですので、この期間に歯科医院に出向いてもらって実施していただくということですので、9月、始まる前に市町村の広報紙に掲載させていただくように取組しております。ただ方法についてはそれ以外に大きな予算などはついていない状況でございます。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。どうしても初めに答弁をいただいたとおり、歯科医師会の協力が重要なのかなと思っております。それはすごく感じているところですので、歯科医師の皆さんにも理解を深めていただく、その取組も大事だと思いますので、それを進めていただくとともに、健康長寿につながる取組ということで、ぜひ中部の町村、当然、それ以外でも入っていない町村もありますので、口腔の健康につながるもの、それが認知症予防にもつながるし、当然、食べる力があれば健康長寿にもつながっていきますので、その点、事業をしっかりと積極的に進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続いて特別対策補助(長寿健康増進)、この事業について伺いたいと思います。答弁でもありましたように、パーソナルサポートの部分でウォーキング事業を挙げておりました。それからアプリを活用した取組ですか。ポイントだったりウォーキングだったり、国保の事業でもアプリを使ってウォーキング、何歩歩いたか、ランキング付けをするアプリを国保のほうでも使っております。

同じようにアプリを活用しながら歩くことの重要性があるかと思うのですが、それも取組の中に含めていただいて、各市町村でもそういうことができないかと、それに事業費はかかってくるわけですので、その補助が使えるという項目で案内等をしていただきたいのですが、その点は伺ってもよろしいですか。

○議長(岸本一徳)

與那原類事業課長。

○事業課長(與那原類)

先ほどの答弁の中でも説明している部分なのですが、ウォーキングに関しての事業も補助項目の中に入っています。ですので、各市町村のほうでこういったことを実施したいということで申し出ていただければ、その内容をまた精査して補助を実施することも可能なのですが、現状のところはまだ活用したいと提案されている市町村は今のところはない状況ですが、ただ令和8年度に向けてもこういった事業を実施したいかというのを事前にアンケート調査などをやっているのですが、その中ではウォーキングに関する事業については、今のところ御提案はないのですが、まだ予算も少し余裕があるところもありますので、これからまた次年度に向けて市町村のほうから、そういったものを実施したいということであれば対応は可能かなと考えております。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。厚労省のほうでやっている事業かと思うのですが、健康日本21(第三次)が出されているかと思います。そこと今回の特別対策補助(長寿健康増進)事業、この関わりというのは何かあるのでしょうか。関連性がもしあれば伺いたいのですが。

○議長(岸本一徳)

與那原類事業課長。

○事業課長(與那原類)

今御質問にありました事業というのは、国の上位施策になってくると思います。我々は後期高齢医療の中での補助メニューということになるのですが、当然、関連してくる部分はあるのかなと考えているのですが、ダイレクトにそこに項目が載っているということは、今のところ確認はとれていない状況です。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

各市町村でも健康長寿延伸につながる事業は、福祉課でも行っている事業かと思うんです。決して後期高齢医療特定で行っているものではないかと思います。そこもしっかり連携をとりながら、

当然、厚労省は国の施策の1つでもありますので、連携することでより効果的な取組ができるのではないかと考えますので、その点は調査していただいて、各市町村とも連携をとりながら、こういった効果的なものを取り組んでいけるのかを検討していただきたいのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長(岸本一徳)

與那原類事業課長。

○事業課長(與那原類)

御提言のありましたことにつきまして、検討して取組を強化してまいりたいと考えます。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。成功する要因やポイントもあると思います。その点もしっかり市町村と確認しながら、また当然、参加者する高齢者の皆さん、中にはお孫さんと参加したいとおっしゃる方もいらっしゃると思います。その点もしっかり事業の中に生かしていただいて、その意見が反映して、高齢者の皆さんに、そのニーズに沿った取組をしていただけるようお願いしたいと思います。

ちなみに、住民参加型の設計をするともものすごく参加率が上がるよという情報もありますので、ぜひ検討して取り組んでいただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長(岸本一徳)

これをもって、新垣千秋議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

○議長(岸本一徳)

続きまして日程第13、これより討論・採決を行います。

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより、議案第1号について採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岸本一徳)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより議案第2号について採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりすることに決定されました。

○議長(岸本一徳)

議案第3号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(岸本一徳)

これより議案第3号について採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岸本一徳)

議案第4号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより議案第4号について採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岸本一徳)

次に、議案第5号、令和8年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより議案第5号について採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岸本一徳)

次に、議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより議案第6号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岸本一徳)

続きまして日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(岸本一徳)

最後に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

○議長(岸本一徳)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これで、令和8年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午前11時24分 閉会)

~~~~~

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

令和8年(2026年)2月6日

議 長 岸 本 一 徳

副 議 長 比 嘉 拓 也

署名議員 大 城 節 子